

東日本大震災による避難者に対する下水道使用料の減免措置期間の延長について

東日本大震災による避難者の方について、生活を支援するため、狛江市に避難している被災者にかかる下水道使用料の減免措置期間を令和8年3月31日まで延長する。

1 減免措置期間の延長

(現行) 令和8年3月31日まで

(延長後) 令和9年3月31日まで

※すでに減免措置を適用されている方の再申請手続は不要

2 対象者

東日本大震災により居住継続が困難となり避難した者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者とする。なお、この避難者が契約者である場合は本人、親族等の住居に入居している場合は当該住宅の契約者を対象とする。

3 減免額

1箇月につき、汚水排出量15立方メートルまでの使用料とする。(狛江市下水道使用料条例施行規則(昭和47年規則第21号)第6条第1項第1号に基づく生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受ける者と同額)

4 減免根拠

狛江市下水道使用料条例第10条

狛江市下水道使用料条例施行規則第6条第1項第6号